

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日:2024年12月6日

②施設・事業所情報 (2024年10月1日現在)

名 称 :	米須こども園	種別 :	幼保連携型認定こども園	
理事長 :	饒平名 勝彦	定員 (利用人数) :	102 (97) 名	
施設長 :	仲村渠 貴美子			
所在地 :	糸満市大度84番地			
TEL :	098-851-4027	ホームページ :	http://www.wakame.org/	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日 : 2020年4月1日				
経営法人・設置主体 (法人名等) : 社会福祉法人 わかめ福祉会				
職 員 数	常勤職員 :	20 名	非常勤職員 :	9 名
専 門 職 員	(専門職の名称)			
	保 育 教 諭	24 名	保 育 士	1 名
	看 護 師	1 名	調 理 士	2 名
	子育て支援員	1 名		
施設・設備の概要	保育室・一時保育室・厨房・配膳室・電解水設備 (酸性水・アルカリ水)・園庭・遊戯室・組み立て式プール・防犯ベル・警備システム・安全監視カメラ・耐震構造			

③理念・基本方針

<法人理念>
若い芽を育てる

<基本方針>
「心の力、学ぶ力、体の力」の育成を通して生きる力の根を育む

<教育・保育目標>
・心の力…優しく強い心
・学ぶ力…色々な物へ興味や関心を持ち、体験を通じた遊び
・体の力…たくましくしなやかな体

④施設・事業所の特徴的な取組

米須こども園は、公立米須幼稚園、米須保育所の閉所に伴い、平成31年に幼保連携型認定こども園として開園した。広い平屋建ての園舎の中央に大きな遊戯室が配置され、クラスごとに園児が運動遊びにチャレンジしている様子がどの保育室からも見学できるようになっており、年少児の運動への意欲を引き出す役割も果たしている。また、異年齢児が交流しやすいようにそれぞれのクラスが隣のクラスにつながるロフトが設置されており、園児が楽しめる環境が整備されている。

施設のコンセプトは「子どもたちの笑顔・夢・希望・光」で、広い園庭には築山トンネルや大型複合遊具が設置され、園児の歓声や元気に遊んでいる姿が道行く人の和みとなり、子育て支援やコミュニティーの場として地域の活性化に貢献できるような施設を目指している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年4月20日～
	2025年2月28日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回目の受審（2021年度）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1) 教育・保育のPDCAサイクルが構築されている。

米須こども園の教育・保育目標に従って、子ども一人ひとりのニーズに応じた計画が作成されている。各クラスの担当者が週2回の会議で教育・保育計画に基づいた具体的な活動内容を共有し、一貫した教育・保育が実施されており、計画を柔軟に修正しながら進められている。計画を立て、実行し、結果を評価して改善に向けて取り組むという一連のプロセスが明確に示され、業務の効率性や成果の向上が図られている。

2) 園児一人ひとりに応じた教育・保育に尽力している。

入園前の保護者からの情報提供を基に、園児一人ひとりに寄り添った対応について園全体で共有する仕組みが構築されている。定期的な個人面談を通じて、保護者の思いに寄り添い、保護者と連携しながら日々の関わりにつなげている。さらに個々の課題については、定期的に成長を評価をし、援助につなげている。毎日行われているミーティング（昼会）で園長や主幹保育教諭と情報を共有しながら対応することで、園児一人ひとりの関わりについて理解を深め、個別計画に反映させている。

3) 新人職員の確保と定着のために力を入れて取り組んでいる。

新任職員に対しては園長、主幹保育教諭が新人研修を実施した後、各クラスに配置し先輩職員からOJTを受けている。OJTが標準的な実施方法に沿って実施されているかを園長や主幹保育教諭が保育現場で確認している。また、疲れが出始める5～6月頃、相談窓口になっている主幹保育教諭が積極的に声をかけ、悩みや困りごとの相談にのり、8月頃の職務会で全職員を交えて座談会を開き、子どもへの接し方や登降園時の保護者対応・コミュニケーションの工夫等について先輩職員からアドバイスをもらう取り組みを行っている。育児休暇や介護休暇の利用促進、勤務時間の短縮、定時勤務などを伝え職員が働きやすい環境づくりを行っている。

◇ 改善を求められる点

1. 子育て支援事業の周知方法を工夫し取り組みを強化することが期待される。

こども園の機能・専門性を地域に還元し貢献していくという、こども園の方針に基づいた取り組みとして「子育て支援ルームきろろ」を開設している。きろろでは在宅の子ども・保護者に遊びやリトミック、製作活動、子育て相談等の場を提供している。

多様なプログラムが用意されているが、コロナ禍以後再開して1年余と日が浅いこともあり利用実績が少ないので、地域への周知方法を工夫し更に開かれたこども園を目指すことが期待される。

2. 中間層職員の人材育成に期待したい。

新人職員の確保と定着に関しては、主幹保育教諭を中心に進められており、職員の中途退職者が少なく定着率が高いことが伺われる。

園長は定着後の中堅職員や次世代の幹部候補職員の育成が今後の課題だと感じており、定着後は法人主催の階層別研修や分野別研修等に参加させている。今後も継続的に工夫を重ねながら中間層職員の育成に取り組むことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回2回目となる受審でしたが、設問の着眼点では高い評価をして頂くこともあり、現場の保育教諭の日々の教育・保育の自信に繋がることができました。ありがとうございました。

地域の状況や出生数などもしっかり分析し、保護者の皆様へ、今進めている教育・保育を継続しより良いサービスの提供ができるように頑張っていきたいです。また、こども園の事業の柱である子育て支援について、地域にもっとPRできるような方法を職員全体で課題として取り組み地域に根差した教育・保育施設を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価機関
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関	理念や基本方針については、ホームページやパンフレット、入園のしおり等に記載されており、園だよりでも毎月記載して周知を図っている。園長は職員会議や保護者懇談会等で「若い芽を育てる」という理念について、子どもを1本の木に例え、「大きく育った木の枝が折れても根っこがしっかりしていれば木は倒れない。だから根っこに当たる0～2歳児は特にみんなで愛情をそそいでほしい」等とわかりやすく伝えている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関	社会福祉事業全体の動向や地域の子ども子育て支援事業計画について、法人の園長会や糸満市のこども園園長会等に参加して情報を把握・分析している。また、市の子育て支援事業計画で実情の把握に努めている。こども園が在する地域は少子化・過疎化が進んでおり、保育所の定員充足が困難になってきている。法人と連携しながら「選ばれる園」から「無くてはならない園」へなることを目標に、誰でも通園保育制度を見据え利用率等の分析を行い、安定した経営ができるよう努めている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関	こども園が在する地域の実情と課題について理事長と共有し、役員会に報告している。今後の少子化や一号認定児の減少予想について園内研修で伝え、職員と園の経営状況等について意見交換する時間を持っている。今後ホームページを活用して子育て支援事業の活性化に取り組む予定である。	

評価項目		評価機関
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
評価機関	2023～2027年度までの中・長期計画を策定している。計画書は法人の様式に沿って作成され、設備や人員計画、教育研修などの10項目からなっている。予算も計上されており、必要に応じて見直しが行われている。 実施状況の評価については、わかりやすいようにそれぞれの項目を細分化し、視覚化できるように工夫することが期待される。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
評価機関	単年度の事業計画には、中・長期計画の内容が反映されており、今年度は第三者評価や外壁の塗装、人材育成研修等が計画されている。予算も確保されており、実行可能な内容となっている。 中・長期計画を反映させた内容については、口頭での説明がないとわかりにくいので、事業計画書の「施設運営全体の方針」の欄に代表的な計画を追記することが期待される。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
評価機関	毎年2月頃から、当年度の振り返りを行い事業報告書を作成している。報告書は事業計画にもとづいて作成されており、項目によって担任が評価・見直している。事業計画は、当年度計画をもとに園長、主幹保育教諭が案を策定し、職員会議やリーダー会議で職員の意見を集約している。職員に確認後新年度の園内研修会で周知・説明し、理解を促している。	

評価項目		評価 機関
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	事業計画の主な内容を抜粋して入園説明会や保護者会等で配布し、パワーポイントを使用し説明し理解してもらえるように工夫している。また一定期間事業計画書を玄関に掲示している。掲示後はファイルにして事業報告書や決算書等と一緒に玄関に置いておくなどの工夫にも期待したい。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	年度末に教育・保育の内容について園としての自己評価を職員参画のもとで実施し、結果を公開している。また職員は個別に100項目余にわたる自己評価を10月と3月に実施し園長との面談に活用している。保護者には生活実態調査や行事後アンケートを取り、結果を掲示板やICT業務支援システムで伝えている。第三者評価を3年ごとに受審しており、今回が2回目の受審となっている。評価結果は職員に報告し分析・検討している。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	保護者アンケートの結果は、集計・分析し職員会議で共有している。また保護者や職員が目に入るように玄関や事務所に掲示している。前回の第三者評価で指摘のあったマニュアルへの追記等については改善が図られ、他のマニュアル等も実用的に見直しされている。評価結果については課題を文書化し、後日実施状況の評価や見直しができるようにすることが望まれる。	

評価項目		評価機関
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価機関	運営規程や職務分掌で園長の責任と役割が示されており、経営方針について職務会議や内部研修等で表明。職員に周知が図られている。保護者会や入園説明会等で園長としてあいさつし経営方針等を表明している。園長不在時の権限委任体制については重要事項説明書や職務分掌で主幹保育教諭とすることが明記されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価機関	園長は法令遵守の観点から、法人の園長会や県・市主催の研修会等に積極的に参加して、法律の改訂や新しい法律等について学んでいる。また職員に対しては園内研修会で主な法律についてわかりやすいようにまとめた資料を配布し、周知に努めている。 関係法令が多岐にわたるため、伝えている法令については新任職員への浸透が不十分だと感じており、今後も工夫しながら取り組んでいく予定である。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	園長は、主幹保育教諭と協力して普段から保育室を巡回したり、日々の昼会や職員会議等に参加して課題を把握し、職員にアドバイスしている。また日誌や指導計画をチェックして現状を把握している。さらに学校評価や保護者アンケート、職員個々の自己評価等を通して、園の課題把握に努めている。市主催の職員研修やキャリアアップ研修に積極的に職員を参加させ、資力アップに努めている。特にコロナ禍以降はリモート研修も増えていることから、複数の職員を参加させて研修の機会を増やしている。	

評価項目		評価機関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	<p>経営の改善や労務管理については、年2回ほど委託している社会保険労務士の研修会に参加して学び、職員の人員配置や働き方等について相談しアドバイスをもらっている。経営の改善や業務の実効性を高めるためにICT業務支援システムを導入し活用している。指導計画等についてはICTが主になっているが、導入を負担に感じる職員もいることから、書類作成を手書きでも良しとしており、今後徐々に手書きで残す書類とICTで作成する書類を検討していく予定である。</p>	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価機関	<p>人材の確保については、法人独自の就職説明会に参加し、本人の希望にそって職場見学を実施している。他に県や市主催の説明会、保育士養成校の説明会等に参加している。ホームページでの職員募集も実施しており、昨年度も問い合わせがあった。</p> <p>園長は、新人職員の確保と定着に関しては主幹保育教諭を中心に進めているが、定着後の中堅職員の人材育成には十分に取組めてないとの思いがあり、さらに工夫して取り組むことが期待される。</p>	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
評価機関	<p>こども園の「期待する職員像」「階層別職員像」が明確に示されており、就業規則や給与規程を用いて採用や配置、異動等の基準を説明している。</p> <p>今年度法人で、一定の基準に基づく職員の専門性や職務遂行能力等の評価についての人事考課案が作成されている。業務考課や能力考課等の項目からなっており、今後職員処遇水準についての総合的な評価を進めていく予定である。</p>	

評価項目		評価機関
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	園長は職員の就業状況を把握し、有給休暇や時間外勤務のデータを毎月確認している。小さい子を抱えている職員には、有給休暇だけではなく子の看護休暇の取得も勧めている。定期的な面談の中で職員の意向を把握し勤務時間に配慮している。職員の悩み等の相談窓口を主幹保育教諭が担っており、特に新人研修を終えて疲れが出始めた5～6月頃に積極的に声をかけ、悩みや困りごとの相談にのっている。その悩みや不安をまとめて8月頃の職務会で座談会を開き、先輩職員からアドバイスを受ける取り組みを行っている。また、育児休暇や介護休暇の利用促進や勤務時間の短縮、定時勤務なども説明し働きやすい環境づくりを行っている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	職員は、面談の前に100項目余からなる自己評価表を提出し園長との個人面談に臨んでいる。面談では自己評価表の他、スキル一覧表やキャリアアップ研修の受講状況、その他の研修の受講状況等の資料をもとに職員一人ひとりが目標を設定し、年度末に振り返り達成度の確認を行っている。施設長が就任して間もないため今後様式の変更も検討しながら、さらに有効な取り組みとなるよう工夫していく計画をしている。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	研修計画書の冒頭に①職場研修会の理念・方針、②今年度の研修課題が記載されており、目標に沿って研修計画が策定され、実施されている。研修後は、報告書や振り返りシートが提出され、職員が今後受講したい研修等の希望を取り、適宜計画や内容の振り返りと見直しが行われている。今年度は職員や保護者から「子どもの性教育について」の研修を望む声があり、外部講師を招いて実施した。	

評価項目		評価機関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	園長は職員別に知識や技術水準、専門資格の取得状況や研修の受講状況等を把握しており、各自に適した研修受講を勧めている。法人が2ヶ月毎に外部講師を招いて階層別、職種別、テーマ別研修を実施しており、積極的に参加させている。新任職員に対しては園長、主幹保育士が研修を実施した後、各クラスに配置し先輩職員からOJTを受けている。OJTが標準的な実施方法に沿って実施されているかを園長や主幹保育士が保育現場でチェックしている。昨年度は法人が採用しているヨコミネ式教育法の指導方法を全職員が理解して実践できるようオンライン研修を受講した。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	実習生受け入れマニュアルが作成されており、基本姿勢や手順、プログラム等が記載されている。こども園の在する地域が沖縄本島南部の過疎化が始まっていると言われている地域であるため、公共交通手段が確保されていないこともあり、実習希望者が少ない。昨年度は保育専門学校から1名の実習生を受け入れたが、今年度は予定がない。実習生受け入れの機会は少ないが体制は整っており、受け入れの際には詳細なマニュアルに沿って事前説明や受け入れ担当職員への指導が実施されている。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	ホームページやワムネットで法人、こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、決算情報等が公開されている。第三者評価や苦情・相談の対応状況、園の自己評価等についても公開されている。また、園のパンフレットや子育て支援事業のパンフレットを地域の児童館や公民館に置いている。今後は近年の対象児童の減少に対応するためにも、さらに配布する範囲を広げるなど園の存在意義をアピールすることも期待される。	

評価項目		評価機関
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価機関	こども園の事務・経理、取引等に関するルールや職務分掌等が明確に示されており、職員に周知されている。毎月委託している税理士から会計の収支状況のチェックを受けている。年度末には監事監査を受けホームページで公開している。また、年2回公認会計士の外部監査を受け、公正かつ透明性の高い経営・運営に努めている。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価機関	運営規程、事業計画の中で「地域の活性化を演出し、子育て支援やコミュニティーの場として地域に貢献できる施設づくりを目指す」ことが示されている。平和祈念公園でのひまわりの植えや清掃活動・ジャガ芋の収穫作業等、地域住民や市内J A職員と協力して活動する体制が整備されている。また園庭開放や子育て応援デイ、近隣老人ホームの夏祭りへの参加、誕生日会での歌のプレゼントなど地域の方々との交流の機会を定期的に持っている。地域の社会資源に関しては、公民館でのイベント情報や図書館だより、市内発達支援センターのペアレントプログラムなどの情報提供を行い、子育ての悩みにも対応できるようにしている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	外部受け入れマニュアルにてボランティア受入れ・学校教育等への協力についての基本姿勢が明文化され、ボランティアの受入れ方法、活動内容、登録手続等が整備されている。マニュアルの中で基本的な注意事項や留意点が示され、秘密の保持、プライバシーについて等の研修・支援を行っている。インターンシップに関しても受入れ体制を整えており、生徒や学生の職場体験の受入れも行っている。	

評価項目		評価機関
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
評価機関	病院・保健所・社協・平和祈念公園・コミュニティバス等関係機関の連絡先リストを作成し玄関と事務所に掲示。職務会・園内研修において職員間で共有し、必要に応じて閲覧できるよう各クラスにファイルが置かれている。コミュニティスクールにおける地域の課題についての会議や発達支援センターでのモニタリング会議に定期的に参加し、共通問題への解決に向けて取り組みを行っている。また子育ての様々な悩みに対応できるよう子育て応援デイを設けて、子ども・保護者のアフターケアや地域でのネットワーク化に向けて取り組んでいる。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
評価機関	園長が、こ小連絡協議会、コミュニティスクール等に定期的に参加し、地域の具体的な福祉ニーズや課題について情報収集・交換を行っている。また子育て応援デイに参加した親子とのふれあいを通して子育て世帯のニーズや課題の把握に努めている。朝や放課後の見守りボランティアの実施、SNS・動画配信アプリ等の安全な使い方についてのレクチャー、子育て支援室の設置、園庭開放等によりこども園の持つ機能を地域に還元できるように取り組んでいる。 今後は子育て支援室の更なる活用と独居や高齢者世帯等に対する多様な相談等に対応する事業などについての情報発信にも期待したい。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
評価機関	こども園として「子育て支援ルームきろろ」を設置する他に、小学校エイサー練習や老人ホームの夏祭り、公園の美化作業等に参加するなど街づくり・地域の活性化に貢献している。また、防災対策として非常時持ち出し品・備蓄物品・食料品の一覧表を自治会区長を通して地域住民に情報提供し、コミュニティスクールでも情報を共有している。 子育て支援ルーム便りの定期発行により専門的な情報を発信する等の取り組みを行っているが、コロナ禍以降再開して1年余であり利用者数も少ないので、今後も積極的にこども園が持つ機能やノウハウ、専門的な情報等を地域に発信する工夫に期待したい。	

評価項目		評価機関
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
評価機関	子どもを尊重した教育・保育の実施について運営規程・重要事項説明書に明示され、基本姿勢が標準的な実施方法等に反映されている。全国保育士会倫理綱領をテキストに勉強会・研修を実施し、基本的人権への配慮について理解を深め、セルフチェックリストを通して定期的に振り返りの機会を設けている。遊び・運動・学習など日々の活動の中で各々の違いを知り、一人ひとりの発言等に思いを寄せ、互いに認め合えるような取り組みをしている。リボンや楽器・道具の色、役割分担など性差による固定的な対応をしないよう配慮。保護者へはこのような取り組み・方針について入園説明会や保護者会等で説明し理解を図っている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
評価機関	プライバシー保護のマニュアルが策定され、職員心得にも明記。職務会・研修により職員に理解が図られている。トイレの仕切り、着替えの際のパーテーションの使用、屋上プールでの外部からの視線を遮る工夫等、羞恥心に配慮し環境を整える取り組みを行っている。保護者へは入園のしおりを用いて説明し周知を図っている。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
評価機関	子ども園の特性等を写真やイラストで分かりやすく紹介したパンフレットを児童館等の公共施設に配布。ホームページでも公開し広く情報発信を行っている。利用希望者へは園長・主幹保育教諭が対応しパンフレットを用いて施設内を丁寧に案内・紹介しており、見学希望者に対しても見学時期を特に決めず、積極的に受入れるようにしている。パンフレットの内容は子ども・保護者等の意見を聴取し、より良い内容になるよう適宜見直しを実施している。	

評価項目		評価機関
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価機関	教育・保育の開始・変更時には入園のしおり・重要事項説明書を用いて、分かりやすいように説明し、保護者等の理解を得たうえで同意書を残している。説明にあたっては業務マニュアルが作成されており、外国籍や難聴等の方に対してもコミュニケーションの工夫例を参照することで、丁寧な説明ができるようにしている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価機関	子ども園の変更にあたっては入園・転園・退園マニュアルが整備され、保護者の同意を得たうえで転園先へ要録を送付し引継ぎを行うなど、教育・保育の継続性に配慮されている。利用終了後の相談担当者を主幹保育教諭とし「卒園後の相談窓口について」説明、連絡先が記載された文書を渡している。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評価機関	保護者へのアンケート調査を年2回行い、それをもとに個人面談時に家庭状況や困り感などの思いを聴取。お便り帳やSNSツールでも情報を拾い、利用者満足度を把握するよう努めている。また定期の保護者会に園長・主幹保育教諭が出席し意見・要望などを聴取している。アンケート調査の担当者を主幹保育教諭とし職務会において把握した結果を分析。改善策等について検討し、食育や遊具、園内行事等の改善に取り組んでいる。	

評価項目		評価 機関
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	苦情解決の体制が整備されており、その仕組みを入園説明会の際に重要事項説明書を用いて説明。苦情解決についてのポスターを玄関に掲示し広く周知している。苦情記入カードの配布や人目を引かない場所への意見箱の設置等、保護者等が苦情を申し出しやすいよう配慮している。苦情内容に関する検討内容や対応策について書面化し、保護者にも対応結果を説明している。申し出た保護者の了承を得て園だよりやホームページ上で公表している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	入園式・懇談会の場を利用し相談窓口について説明。複数の方法や相談相手を自由に選べることを重要事項説明書・園のしおり・園だよりで示し、ポスターを掲示する等伝えるための取り組みを行っている。保護者から相談があった際は日程・時間帯を調整し、相談や意見を述べやすい環境に配慮している。また子どもの送迎時など日々のコミュニケーションの中からも意見・要望を聴取し、信頼関係の構築及び維持に努めている。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	保護者との日々のコミュニケーションを大切に、意見箱の設置・アンケートの実施、個別の連絡ノートを活用により保護者の意見・相談を把握するよう努めている。また保護者への連絡法・面談時の注意事項・クレーム対応・記録の方法等マニュアルが整備され、相談や意見等について真摯に受け止め、迅速に対応できるようにしている。対応マニュアル等、年度末の職務会で必要に応じた見直しを行っている。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
評価機関	リスクマネジメント委員会の設置、責任者及びリスクマネージャーの配置があり、マニュアルにより事故発生時の対応・安全確保について明確にされている。看護師による月1回のヒヤリハット・事故報告事例の収集・集計、発生要因の分析とグラフ化により、委員会での改善策・再発防止策への取り組みが行われている。職員に対しては「事例から学ぶヒヤリハット」を資料にした研修が定期的実施されており、安全点検チェック表によりハブ対策を含めた園庭・遊具周辺等の定期的な巡回・点検を実施。実効性についての評価・見直しを行っている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c 感染症の予防策が講じられていない。	
評価機関	感染症予防・発生時の対応マニュアルが作成され、必要時に職員が閲覧できるようファイルが各クラスに置かれている。また定期的な勉強会・研修により、予防と対策に関して共通理解を深める取り組みが実施され、手洗い・うがい・嘔吐物の処理方法など予防策がマニュアルに沿って講じられている。委員会や年度末の職務会において対応マニュアル等の見直しを行い、保護者にはICT業務支援システムや園内掲示板で発信し情報提供を行っている。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
評価機関	自衛消防組織表により園長を隊長とした対応体制が明示され、避難経路図や避難方法などマニュアル化されており、建物・パソコン等の設備や暴風雨時の対応など教育・保育の継続に必要な対策が講じられている。また災害時引渡しカードによる保護者への引継や安否確認の方法が職員に周知されている。防災計画により月1回避難訓練を実施。警察や避難先の小学校と連携して震災対策・不審者対策等の訓練を行っている。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	こども園のマニュアルを初め子どもの尊重・権利擁護に関わる姿勢が明示されたマニュアルや手順書が詳細に作成されており、職員がいつでも活用できるよう各クラスにファイルが設置されている。プライバシー保護についてもマニュアルに記載されており、羞恥心に配慮した対応がなされている。また、園内研修や園長との個別面談で職員への周知を深め、教育・保育実践が画一的なものにならないよう努めている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	各種マニュアルや標準的な実施方法については、各委員会や年度末の職員会議等で検討され見直しが行われている。保護者の意見や提案等については、登降園時や保育参観等での会話やアンケートの意見等を受けて見直しに反映させるように取り組んでいる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	クラスリーダーを中心に子どもの家庭環境や健康状態などを児童票より把握し、子どもや保護者の意向を含めたプロフィールシートを作成している。指導計画はクラス担任が作成し園長や主幹保育教諭のチェックを受けている。特別な配慮が必要な子どものアセスメント等については、療育センターの心理士やOT・ST等の専門職も参加して協議し個別の指導計画を作成している。全体的な計画の中に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、自己評価等のチェック欄において実践の振り返りや評価を行っている。	

評価項目		評価機関
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
評価機関	指導計画の見直しについては、4期毎に振返りの機会を設け緊急に変更する場合を含め時期や手順など仕組みを定めて、クラス担任を中心に評価と見直しを実施している。緊急性のある場合など、指導計画に赤ペンでチェックし職務会で共有する等、変更内容を会議や園内研修によって共通理解し周知を図っている。計画の見直しにあたっては、教育・保育の質の向上に関わる課題等を月案で確認し、改善点に赤字か矢印(→)で示し次月の計画作成に反映させている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
評価機関	児童票及び個別指導計画を参照しつつ日誌等で記録をとっており、子どもとの関わりや配慮すべきこと、保護者との連携などを確認することができる。主幹保育教諭を中心にリーダー職員が経験の浅い職員の記録をチェックし、書き方に差異が生じないように指導している。昼礼時のミーティングで気になる子どもへの配慮事項等について、職員間で共通理解している。またICT業務支援システムの活用により情報共有の仕組みが整備され、記録のICT化が業務の省略化に繋がっている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	わからない	
評価機関	個人情報保護規程により、法令遵守・個人情報の利用・安全管理措置・開示要求等への対応が定められている。記録は園長が管理し、職員へは教育・研修を行い年度初めに誓約書を交わしている。保護者に対しては、入園時に重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いについての説明を行い、同意の確認を行っている。	

		評価項目		評価 機関	
内容	A-1-(1) 子どもの権利擁護				
	46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	
		判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
			b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
			c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
		評価機関	<p>人権擁護のためのセルフチェックを年に2回実施し、チェック後の振り返りシートを記録。園長・主幹保育教諭が確認し、保管している。日々、園児の個々の状態を確認する視診簿を活用。個々の視診簿や連絡帳は外部からの目に触れない場所に保管。その他、危機管理マニュアル書に『職員心得編』として職員の心得10か条を毎日、ミーティングで唱和しさらにミーティングでは、定期的に法人理念・教育保育方針を唱和する時間を設けている。園内研修では、マニュアル書を基に守秘義務・プライバシー保護・虐待について全職員で理解を深めている。また保護者に向けて、糸満市より発行された「こどもへの虐待ゼロ」を掲げたポスターやパンフレットで虐待防止を啓蒙し、個人情報管理規程やプライバシー保護規程等が整備されている。</p>		
	A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成				
	47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	a	
		判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
			b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
	c		教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。		
	評価機関	<p>全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、法人の理念・園の教育保育方針、教育・保育目標に沿って作成されている。各年齢別に2月末に指導計画の見直し、全体的な計画と照らし合わせ評価・反省をしている。また、毎週明け、毎週末に日案、週案について協議している。各クラスの評価については、主幹保育教諭と園長に報告し、教育・保育内容については、各期ごと、月初めに報告。月末に課題を見つめるPDCAサイクルの仕組みが構築されている。</p>			
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開					
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a		
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。		
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。		
	評価機関	<p>環境チェック表が各保育室、調乳室などに設置され、温度・湿度・音・換気・採光(午前・午後)をチェック表に記入し、望ましい湿度や温度の説明書が表示されている。0歳児の保育室に電解水を設置し、常に衛生的で清潔な環境づくりに努めている。0歳児、1歳児はくつろげる空間としての畳間と活動の場との間に仕切りがあり、園児の状態に応じた対応ができる環境構成ができています。また、各保育室のトイレは衛生的に保たれ、プライバシーに配慮した作りになっていて、手洗い場も園児の年齢に応じた作りになっています。施設内外の清掃が行き届いており、掃除チェック表を基に日々の清掃を実施。月に一度大掃除の日を設け、園全体で施設管理の意識の高さが感じられる。</p>			

		評価項目	評価機関
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
c		一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価機関	<p>入園前の面談シート・家庭調査票を通して、園児一人ひとりの状態を職員間で共有している。家庭での情報を基に園児一人ひとりを受容し、子どもの気持ちに寄り添った対応を心がけている。保育支援ソフトに毎月の身体測定を反映させ、保護者と発育・発達の共有できるツールとして活用している。保護者との共通理解の場として、個人面談を年に2回実施し、ほか個別に必要なに応じて面談して個々の状況を把握。丁寧な対応ができるよう努めている。個人面談に向けてのアンケートや生活調査実態調査アンケート、保護者からの自由記述は児童票に綴り引継ぎがなされている。児童票は園長に提出して内容を確認してもらう仕組みができています。面談における注意事項が明記され、保護者からの意見は園長に報告。その際の対応についても職員へ周知されている。</p>	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
c		園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価機関	<p>入園前の調査シート及び個人面談アンケートを通して、基本的な生活習慣の自立に向けて保護者との共有、家庭への働きかけを同時に行っている。児童票で月齢に応じて発達記録をチェックし、園児のエピソードや成長したことなどを評価している。園児が生活習慣を身につけられるよう、保育室には、イラストなどを通して確認できる環境が構築されている。</p>	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
c		園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価機関	<p>0歳児 1歳児、2歳児は保育室にままごとコーナーが設置され、好きな遊びが選べるよう遊具は目のつく場所に設置されている。部屋の中央には畳間が設置され、遊びと休息の場を分けて個々の状態に応じて対応できるよう工夫されている。3歳以上児は登降園時間帯にコーナー遊びを設定。当番活動の内容や一日の活動内容等、園児の目のつく場所にわかりやすく掲示され、冬場は衣服の調節を自らできるようジャンパーなど羽織る服はハンガーにかけるよう習慣づけている。園全体で週日誌の作成の仕方、活用の仕方を研修し、園児の育ちに応じた遊びが展開されるよう工夫している。園庭が広々としていて、異年齢交流できる場所となっている。一人ひとりの個性を認め、年齢差のある関わりなどを通して「言葉による伝え合い」を保育教諭同士が意識して臨んでいる。</p>	

		評価項目	評価 機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	0歳児の保育室には、くつろげる空間と活動できる空間が作られ室内にはログハウスが設置されている。保護者と連絡帳やICT業務支援システムのアプリを活用し、園児の様子を共有。個々の状態に応じた対応をしている。0歳児の発育・発達を捉えた項目を確認しながら個別の指導計画を作成している。さらにクラスの年間目標を保護者に周知。児童票には、月齢測定記録を活用した形成記録がある。クラス懇談会を通して各年齢の目標を保護者と共有し、0歳児の発育・発達に必要な関わりを知らせている。保護者に0歳から5歳児クラスまでの取り組みについて見通しがもてるよう示している。	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳未満児については発達に合わせて対応できるよう、個別月案に園児の姿・ねらい・配慮事項などを記載し、個々の環境に応じた指導案を作成。月初めに職員間で共有し、月末にその月の振り返りを行っている。1歳児の部屋から2歳児の部屋につながるロフトがあり、その空間から外を眺めたりくつろいだりすることができ、いつでも出入りがしやすく園児のワクワク感のある環境構成になっている。また、探索活動が十分に行える環境構成がなされており、近隣の散歩の際にヤギを見て喜んだり、コスモス畑、バナナ、バタフライピー(色水)などを見たり触れたりして楽しんでいる。また農家さんとの会話(散歩中)を通して地域の方々との触れ合い、関わりを深めている。	
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳以上児からは、一日のカリキュラムが時間割で決められていて毎日、運動、音楽、文字、数 ホールの使用について時間が割り振られており一連の運動遊びを実施。運動進行予定表(2歳～)読み書き、計算、体操、音楽 運動ステップアップ一覧表(あざらし、ブリッジ、後方回転、前転回転、側転、三転倒立、壁逆立ち、逆立ち歩きなど、卒園までのトータル目標の達成度)を提出(全施設)し、この時期に体験することを増やしていけるようにしている。保育室からテラスに出ると野菜や植物の栽培、園庭で虫探しができる空間があり、中2階にはプールも設置(3, 4, 5歳児)されており、広々とした環境の下、のびのびと園生活が送れるよう配慮されている。	

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
評価機関	<p>障害のある園児に対する取り組みとして、個別に対応した整備を職員が考え、工夫している。特に排泄面では、トイレの様式に合わせて個別の配慮が必要であることを園で考え、小学校へ課題改善報告書として伝えている。ミーティングで、発達支援児の申し送りを行い職員間で情報を共有。発達支援に関する研修報告を通して職員へ周知し、障害の理解を深めるための仕組みを構築している。個の姿から気になったことだけではなく、気になる点も職員間で共有し、配慮すべき点について議論を重ねている。支援を要する園児とのトラブルについて保護者からの指摘があった場合には、対象児童について説明し、園児同士が互いの成長につながるよう、丁寧な説明を行っている。玄関に「トータル支援教室」や「支援を必要とする子どもたちのためのトータル支援事業」「ペアレントプログラム」等の情報を掲示。保護者が提出した入園前シート(発育発達状況)を通して園児理解につなげている。また、専門講師による巡回支援(行政の担当者)を通して、保護者を交えた面談を行い個々の発達支援につなげている。</p>		
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
評価機関	<p>滞在時間が長い園児について、0歳児は午前・午後に休息時間を取り、1歳以上児は様子を見て疲れている場合に保護者と確認しながら対応している。登園の早い園児に関しては、7:30～8:15間で軽食を提供。登園時の保護者からの伝達事項など、申し送り簿(視診簿 送迎者・備考欄)に記入して、受け入れた職員が早番へ引き継ぎ前日の様子や保護者に確認する事項を記載している。確認事項のサイクルを構築し一年間保存している。シフト制の勤務体制になっているので、各クラスにデイリープログラムを掲示し、クラス担任以外の職員でも活動が進められる仕組みを構築している。夏休みなど1号認定の園児には、家庭で親子で取り組める内容のプリントを配布し、2号の園児との差がでないよう取り組んでいる。</p>		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
評価機関	<p>糸満市接続期カリキュラムを作成して、保こ小連携会議に参加し共有している。年に2回小学校の図書室体験に参加。さらに2年生との交流会では、廃材で作ったおもちゃで一緒に遊んだりしている。1年生からは、おまねき会(入学にむけて)に招待してもらい小学校への期待を持たせている。日頃、卒園児が学校帰りに来園し、園庭で一緒に遊ぶなど卒園児との交流につながっている。園からは、栽培した花を小学校へ提供したり、小学校の行事に案内していただくなど、盛んに連携がとられている。要録については、小学校及び転園する保育園やこども園に送付している。</p>		

評価項目		評価機関
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。 a
判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。
	b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
	c	園児の健康管理を適切に行っていない。
評価機関	園児の健康に関するマニュアルがあり、保健計画を基本に職員に周知し園児の健康管理に努めている。午睡チェックでは、0歳児は日誌にうつぶせ寝をさせない、睡眠中5分間隔で呼吸確認する、1歳児は10分毎 2歳児は15分間隔でチェックを実施している。3歳児は午睡時の気を付けるポイントとして取り決めがあるがチェック表は作成しておらず、4歳児は後半より午睡がなくなる。SIDSについて0歳児の保護者へに資料を配布したり懇談会で知らせている。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
評価機関	健康診断、歯科検診を年に2回実施。未受診の園児の対応や健診結果(看護師作成)を受け、治療の必要がある園児については、保護者へ報告書で伝えている。嘱託医からの資料も併せて配布。歯科検診の結果についても同様に行っている。歯みがき指導、手洗い指導は、看護師も一緒に視聴覚教材を活用し週案に反映させている。虫歯ゼロの園児は賞状を授与し、歯の大切さを意識づけ治療についても積極的にすすめていけるよう取り組んでいる。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。
評価機関	アレルギーや慢性疾患のある園児については、医師の診断書を提出してもらい、必要な配慮事項等を職員間で共有している。アレルギー疾患のある園児に対してホームページや園のパンフレットに除去食対応を掲載している。さらに入園面接の際に保護者からの聞き取りにより、アレルギー等で食材の除去が必要な場合は、厚労省のガイドラインに基づき、医師によるアレルギー検査報告書を提出。特に食物に関しては、アレルギー対応カードとして「除去なし」「除去あり」の内容を複数職員でチェックし、誤りが起こらないよう危機管理に努めている。アレルギーのある園児がいる場合の対応について資料を基に職員で共有している。	

評価項目		評価機関
A-2-(4) 食事		
61	A⑩ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
評価機関	判断基準 a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
	<p>食育計画が作成され、それに基づき実践されている。年齢に応じた食事指導について工夫がなされ、0歳児は手づかみ食べを認め、食べる意欲へとつなげている。1・2歳児はテーブルと椅子の高さに合わせて、足が床に着くよう足置きを手作りしたり姿勢を正しながら食事をする工夫がなされている。年長児はテーブルと椅子の高さを調整できる備品を使用。個々の食事のペースを把握し、食べる量の調整や混ざるのを嫌がる園児への対応も丁寧に進めている。食器は年齢に応じて変えている。給食のメニューについても調理員と栄養士と連携してバラエティー豊富なメニューを心がけている。栽培活動を通して、0歳児から本物の野菜に触れる経験をさせ、2歳児からはクッキング体験に参加。園児が苦手なゴーヤーを材料にパスタを作るなど工夫がなされている。年長児クラスには、食育ボードを作成し日々の活動内容を給食会議で確認させている。家庭との連携では、入園前に0歳児からの食材チェック表や幼児向け家庭における食品調査チェック表を記入してもらい、個々の情報を参考にしている。</p>	
62	A⑪ 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
評価機関	判断基準 a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
	<p>献立表を基に調理内容のチェックを行っている。献立表は法人の栄養士が作成し季節の食材や行事食が盛り込まれている。年に数回、当園で給食会議を開催。バリエーション豊富な行事食の提供ができるよう工夫している。調理従事者などの衛生管理点検表を基に調理室や食材の安全と衛生に気を配っている。さらに調理員と園児との交流を兼ねて、配膳や食器の持ち方、箸やスプーンの握り方などを確認している。弁当会の様子や日々の給食のおやつなど、調理員が感じた記録を残す等の取り組みにも期待したい。</p>	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑫ 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
評価機関	判断基準 a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。
	<p>3歳未満児は、連絡帳を通したやりとりを大切にしている。3歳以上児は、玄関に活動内容と連絡事項を掲示。園での様子や聞きたいことなどの質問を記録に残している。また保護者からの相談については、保護者支援対応マニュアルが作成されており、解決できなかった相談内容は、マニュアル書の「不適切な対応事案のチャート」を参考にして対応している。面談記録は児童票に綴り事務所で保管。年度初めに保護者や園児の意向(思い・願い・ニーズ)を調査し、児童票に記録(目標を4期に分けて園児の姿とエピソード。9月、3月は、個別目標の振り返り)し、最終的に要録へ反映させている。玄関先に意見箱を設置し行事アンケート(運動会・発表会・保育参観等)を通して、行事の担当者が自園の評価・反省を取りまとめ次年度へにつなげている。</p>	

評価項目		評価 機関
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援		
64	A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
評価機関	<p>地域の親子が集う場として「子育て支援ルームきろろ」を設置している。ルームは日当たりも良く、くつろげる環境構成になっている。きろろへの来園があった場合には、日誌に記録を残している。子育て支援担当者が「きろろ通信」を作成し、次月の案内をしている。環境は整えているが利用状況が少ないので、今後は、地域への周知活動を積極的に行いながら利用者を増やし、地域の集いの場として浸透できるようにすることを期待したい。</p>	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
評価機関	<p>園内研修で、不適切な保育についてマニュアルなどを通して園児への虐待の理解に努めている。「虐待かもしれない」事案への対応について、報告・相談ができるよう担任⇒主幹保育士⇒園長の仕組みが構築されており、各関係機関への通報についても仕組みができています。虐待防止の取り組みとして、4月、11月に園内掲示やチラシの配布などを通して保護者への啓蒙活動を行った。また外部研修を受けた職員が研修報告を実施。全職員へ周知している。マニュアル書の「一日のチェックポイント」をもとに気になるケースを発見した場合は、迅速に職員間で共有するよう努めている。保護者からの相談内容とその回答について記録し職員向けの虐待予防シートを活用している。</p>	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等		
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
評価機関	<p>「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」について園内研修を通して職員へ周知し、各クラスに保管して閲覧できるようにしている。また、日頃気を付けるべき事項について確認し合っている。日々、職員同士で園児への言葉かけに対して注意を促しあい、職員からの情報等を通して園長や主幹保育教諭が該当する職員の個人面談を実施。注意を受けた職員は不適切な事案等の報告書を園長に提出し、園長が保管している。職員は年に2回セルフチェックを実施。自分自身の保育を振り返る機会を設け、未然防止に努めている。日頃から単独で保育が行われることのないように職員配置に配慮し、保育教諭等に対する研修や具体的な体制整備を通じて、不適切な関わりの防止について対策を講じている。</p>	